

令和6年度  
個人住民税について

その1  
定額減税について

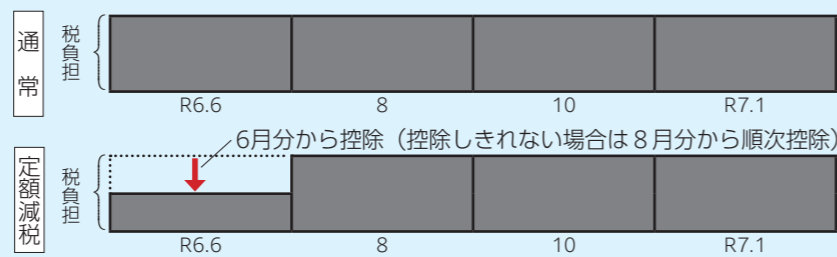
賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年度分の住民税の所得割額から一定の額を控除します。

- 定額減税対象者
  - 次の全てに当てはまる人
  - 令和6年1月1日現在、葛巻町に住所がある
  - 町・県民税の所得割が課税されている
  - 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下である
- 定額減税で控除される金額
  - 次の①②の合計金額です。ただし、合計額が所得割額を超えた場合には所得割額を限度とし、控除しきれなかった金額を給付金として支給します。
  - ①本人・・・1万円
  - ②配偶者を含む扶養親族・・・1人につき1万円

■定額減税の税額控除の方法

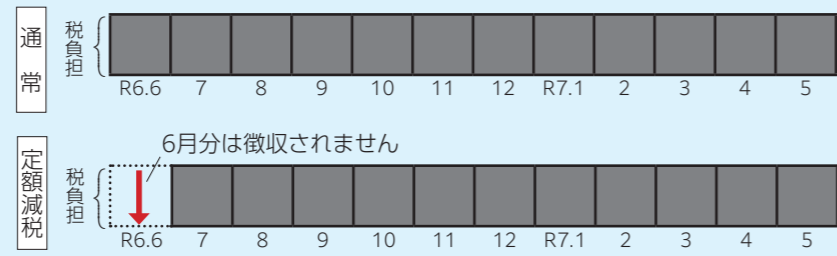
■個人で納める人（普通徴収）の場合

第1期納付額から定額減税を控除します。第1期で控除しきれない金額は第2期以降の納付額から順番に控除します。



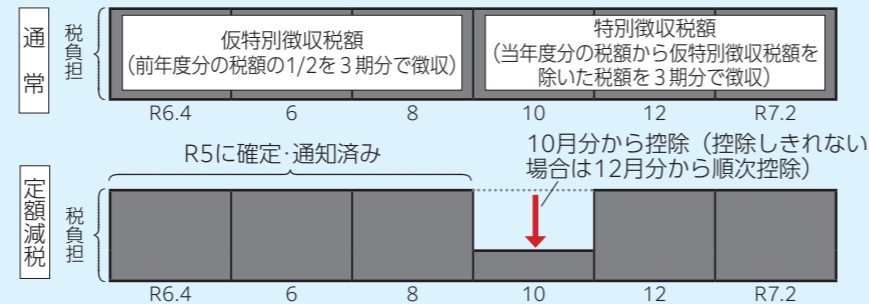
■給与から差し引かれる人（給与からの特別徴収）の場合

定額減税を控除した後の住民税額を、令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて、お勤め先の給与から差し引きます。



■年金から差し引かれる人（年金からの特別徴収）の場合

令和6年10月分から定額減税を控除します。10月分から控除しきれない金額は12月以降の納付額から順番に控除します。



その2  
森林環境税について

令和6年度から個人住民税均等割に森林環境税が導入されます。

■森林環境税とは  
森林環境税は森林の整備およびその促進に関する施策の財源として、町・県民税の均等割から国税として1人年間1,000円を町が徴収することとされています。



■令和6年度以降の個人住民税の均等割

平成26年度から臨時的に年額1,000円（県500円、町500円）が賦課徴収されていた復興特別税は令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税（国税1,000円）が賦課徴収されます。

税目	令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税（国税）	なし	1,000円
住民税	県民税均等割	2,500円
	町民税均等割	3,500円
合計	6,000円	6,000円

※県民税均等割は、いわて森林づくり県民税1,000円を含みます。

タッチ申請支援システム導入

マイナンバーカードを活用することで  
申請書の記入が不要になります



タッチ申請支援システムとは

これまで自身で記入していた各種証明書の交付申請書や住民異動届などについて、マイナンバーカードを利用することで「氏名、住所、生年月日」が印字され、署名など最小限の記入のみで手続きができます。タッチパネルの簡単な操作で申請書を作成できるため、記入の手間が軽減されます。手続きの際はマイナンバーカードをお持ちのうえ、タッチ申請支援システムをぜひご利用ください。

対象の手続き

- 証明書の交付申請
  - 住民票の写し
  - 印鑑登録証明書
  - 戸籍証明
  - 税証明
- 住民異動届
  - 転出届
  - 転居届
  - 世帯主変更届
  - 世帯分離届

手続きの流れ



職員がお手伝いします！

マイナンバーカードを挿入し、顔認証により本人確認をします

必要事項をシステムへ入力します

システムから申請書が出力されます  
作業は完了です！

留意事項

- 住民異動届、税証明の交付申請の際は押印が必要です。
- これまでどおり、手書きの申請書でも手続きできます。
- 別世帯の住民票、直系親族以外の戸籍謄本などは別途委任状が必要です。



タッチ申請支援システムは  
窓口にて2台設置